

## パチンコ攻略法買ったが…

# 消費者トラブルを 斬る

»12



岸田和俊  
弁護士

## 「必ず」うたう詐欺も

「攻略法をパチンコ台メー  
カーから直接仕入れてい  
ます。必ずもうかります!」。

Aさんは、雑誌に載つてい  
たパチンコの攻略法を購入  
しようと、B社に三十万円  
を振り込みました。すると  
一週間後、「パチンコ極秘  
攻略法」と題した数枚の紙  
切れが送られてきました。切  
りしめ、書かれていた手順  
通りにパチンコを打つて  
も、いっこうに勝てません。

そもそも、パチンコに必  
ず勝てる方法があるのでし  
ょうか。仮に必勝法や攻略  
法が存在するのならば、攻  
略法の販売などせずに、B  
社の社員がパチンコを打つ  
ていると思います。最近で  
は、パチンコの「攻略法」  
通りにパチンコを打つて  
や「必勝法」をうたった悪  
質な詐欺に気をつけよう

お金を返してもらうことは  
できるのでしょうか。

※※※※  
今回、B社は「必ずもう  
かります!」という断定的  
な宣伝文句をうたった広告  
を雑誌に掲載し、攻略法を  
販売していました。このよ  
うに、業者側が「必ず〇〇  
となる」などの断定的な判  
断を消費者に提供し契約に  
至った場合、消費者契約法  
によりすでに結んだ契約を  
取り消すことが可能です。  
そのため、B社の断定的  
な判断を信じて攻略法を購  
入したAさんは、B社に購  
入代金の三十万円の返金を  
求めることがあります。

また、B社が攻略法をパ  
チンコ台メーカーから直接  
仕入れていないことも考  
えられます。この場合、Aさん  
は詐欺を理由に売買契約を取  
り消すことができます。ほか  
にも、B社の販売方法その  
ものを違法として、B社に  
支払った代金を損害賠償と  
して請求することも考えら  
れます。

どうたい、パチンコの必勝  
ろ」。被書に遭わないと  
ころには、この言葉を肝に銘じ  
ておることが大切です。

(岸田和俊弁護士)

島根県弁護士会 0852・21・3225  
(対応時間は平日9—12時、13—17時)